原 産 品 申 告 書

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）

|  |
| --- |
| 1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス |
| 2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス |
| 3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス |
|  No. | 4. 産品の概要品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合） | 5. 関税分類番号 (6桁、 HS 2012) | 6. 適用する原産性の基準 (WO、 PE、 PSR)適用するその他の原産性の基準 (DMI、 ACU) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 7．包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間） |
| 8. その他の特記事項  |

9.　私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 品目別原産地規則を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

輸出者の住所は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定締約国内であって、産品が輸出された国に所在するものとする。生産者が原産品申告書を作成する場合であって、輸出者を特定する事項が不明な場合は空欄とする。

1. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス」

生産者が証明者又は輸出者と異なる場合に記載するものとし、同欄中、生産者が複数いる場合は、「複数」と記載するか生産者の一覧を提出する。生産者の情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の要請があった場合には提供可能」と記載することができる。生産者の住所は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定の締約国内であって、産品が生産された国に所在するものとする。

1. 輸入者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス

判明している場合には記載するものとするが、住所については日本国内に限る。

1. 産品の概要

品名の記載は必須であり、４欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。仕入書については、一回の輸入申告に使用する場合で、判明している場合に記載する。

1. 関税分類番号

統一システム（2012年版）に従い、６桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。

1. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

包括的な期間は、12箇月を超えてはならない。

1. 作成者

本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。

1. 誓約

以下の文言を記載する。

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。